

**会社法上の株式移転を所与のものとした場合に考えられる、
会計理論上の株式移転の会計処理方法。**

A社の貸借対照表

資産	300	負債	100
		資本金	100
		利益剰余金	100

B社の貸借対照表

資産	30000	負債	10000
		資本金	10000
		利益剰余金	10000

このA社とB社が株式移転を実施したとする。
会計理論上は、共同持株会社C社の貸借対照表は
以下のようなものではないか？

C社の貸借対照表

A社株式	200	負債	0
B社株式	20000	資本金	20200
		利益剰余金	0

【注釈】

A社株主及びB社株主は、現在それだけの価額がある株式をC社に現物出資した、と考える。
株式移転比率は、A社B社それぞれの「1株当たりの株主資本額」に基づく。
例えば、A社の発行済株式数は100株、B社の発行済株式数は1株であったとすると、
A社の旧株主は1株当たりC社株式を1株、B社の旧株主は1株当たりC社株式を10000株受け取る。
A社の旧株主はC社株式を合計100株、B社の旧株主はC社株式を合計10000株受け取る。
交付する株式に端数が生じないように、最小公倍数を取るなど、
C社が発行する株式数は調整する。

そして、この場合、C社の連結貸借対照表(会社設立時＝支配獲得時)はこうなる。

C社の連結貸借対照表

A社資産	300	A社負債	100
B社資産	30000	B社負債	10000
		資本金	20200
		利益剰余金	0

株式移転前のA社とB社の関係は会計処理方法には無関係。
親子会社の関係にしろ、持分法適用関連会社の関係にしろ、全く資本関係がなかろうが、
C社の個別貸借対照表及び連結貸借対照表には全く影響を与えない。
理論上は、子会社の資産負債は簿価で合算するだけ。
法理的・会計理論的には、株式移転を法的に定義すること自体が不可能であると思われる。